

## 周南市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	令和元年度 第1回周南市入札監視委員会 令和元年5月20日(月) 15:00~17:00 於 周南市役所 5階 委員会室1		
出席委員	委員長 松田 悦治 ※所用により議事(2)終了時点で退席		
	委員 目山 直樹 ※議事(3)より委員長職務代理者		
	委員 秋山 一正		
	委員 橋野 成正		
審議対象期間	平成30年4月~平成30年9月に入札・見積合わせしたもの(平成30年度契約分)		
議事概要	<p>(1)官製談合防止対策について</p> <p>(2)入札監視委員会の在り方について</p> <p>(3)周南市入札監視委員会設置規則第2条第2号に基づく審議</p> <p>① 遠石市民センター基本・実施設計業務委託</p> <p>② 新南陽総合支所解体工事</p> <p>③ 屈折はしご自動車総合分解整備(オーバーホール)業務</p> <p>④ 基幹業務系端末等賃貸借</p> <p>⑤ 中央監視設備及びテレメータ装置移設・更新工事</p> <p>⑥ 周南市下水道ストックマネジメント基本計画策定業務委託</p> <p>⑦ 周南市立(仮称)西部地区学校給食センター整備運営事業</p> <p>(4)令和元年度第2回委員会について 令和元年11月11日(月) 14時00分~ 開催予定とする。</p>		
抽出件数	総件数	996 件	(備考) 議事(3)①~⑦の審議については、契約(工事)担当課による事業(工事、業務等)内容等の説明を行い、別添「抽出事案説明書」を基に、入札担当課が説明した。
条件付一般競争入札(事前審査方式)		43 件	
条件付一般競争入札(事後審査方式)		60 件	
指名競争入札		279 件	
随意契約		614 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問		回答
	(1)官製談合防止対策について		(事務局) 官製談合に関する再発防止策についての説明及び公判内容の報告
	(委員)	裁判に関する事務局の報告と報道内容に差異は有るか確認したい。	(事務局) 裁判を傍聴した上で報告している。全ての報道の内容を確認しているわけではないが、確認できている範囲では、大きく間違った報道がされているという印象は無い。
	(委員)	裁判については、通常より慎重に、時間をかけて行っているという印象。	(委員長) 継続的に経過を見守っていき、公判の中で、あるいは判決が出た際に、当委員会が審議すべき内容が見つければ、その時点で委員会に諮ることにしたい。
(委員)	当委員会においては、適切な入札が執行されて契約がなされたか、そのプロセスを検証することが大切であり、問題にすべきは、違算が発覚したにもかかわらず、入札結果を取り消さなかったことと考える。今後、このようなことが発生しないようなチェック機能や仕組みが構築されているかを、マニュアルを整備するなどして明確にしておくことも必要では。	(事務局) 二度と起こさないために、職員の意識改善だけでなく、違算発覚時にどう対応するのか、明確に判断できる仕組み作りが必要と考えている。新市長の考えも踏まえて検討し、後日報告いたしたい。	

	<p>(2)入札監視委員会の在り方について (委員長) 当委員会の審議内容は周南市入札監視委員会設置規則で定められており、それ以外のことを審議する権限は与えられていない。当該規則からは、不正の可能性の有無については、審議すべき内容とは読み取れないと考える。審議する権限を与えられていない事項に重点が置かれ、適正な入札、契約事務手続きがなされているかを確認することなど、設置規則で定められている本来の審議内容が疎かにならないようにしなければならないと考える。ただし、これまでの審議の中で、審議対象事案の抽出方法については改善を求める意見があったため、この点については事務局に改善をお願いしたい。各委員に意見をお聞きしたい。</p>	—
	<p>(委員) 談合の発見、摘発は、当委員会の役割ではないことを、第三者に明確にしていきたい。</p>	—
	<p>(委員) 設置規則第2条第4項に基づき、不正防止策についての諮問がなされたが、この諮問内容に不備があったのではないかと。当委員会には不正に対する調査権は与えられていないことから、不正防止策について諮問されるのであれば、どこまでの範囲なのかを明示する必要があったと思う。同規則第2条第3項により、入札プロセス上の不備があった時に、委員会に諮り、改善について審議すべきでは。当委員会の設置の趣旨は、あくまでプロセスの監視であり、再発防止策の提案は、趣旨を拡大解釈しすぎなのではと感じる。</p>	—
	<p>(委員) 設置規則第2条第3項の表現が、審議内容を拡大解釈できるような、曖昧なものになっている。市民からの当委員会に対する期待も感じながら、他方、例えば違算が発覚しても、報告が無ければ知る由もなく、委員会としての限界も感じる。報告を受けた内容以上のことを確認することは難しい現状から、委員会としてどこまで踏み込むべきかが悩ましいところである。</p>	—
	<p>(委員) 今回の談合事件については、人的な問題が大きく、それについては再発防止のためのコンプライアンス研修等もなされている。 今回のことで最も問題なのは、違算が発覚したにもかかわらず、契約に踏み切っていることにあると考える。違算が発覚した際は、委員会に諮り、その後を適切に対応したかのチェックを受け、改善点を審議する体制が必要なのである。</p>	—
	<p>(委員長) 事件については、裁判と社会に結論を委ねるべきで、当委員会で解決すべきことではないと考える。当委員会の目的は、適切な入札、契約が行われているということ、より多く確認することである。事務局においては、設置規則について、委員会の本来の目的が果たせるよう、検討すべき点があれば検討してもらいたい。抽出、審査についても効率的なものになるように、例えば資料の内容についても審議しやすいよう、効率的な内容になるよう改善してもらいたい。 委員からの意見を踏まえ、今後の方針、改善点等を取りまとめること。</p>	—

	<p>(3)周南市入札監視委員会設置規則第2条第2号に基づく審議</p> <p>①遠石市民センター基本・実施設計業務委託(委員)</p> <p>予定価格の3分の1での落札だが、この価格で発注者の求める設計業務が履行されるのか。それについて、どのような方法で検証したのか。</p>	<p>(工事担当課)</p> <p>業務費については業者の受注意欲が高かった結果と考える。基本設計については地元との協議も交えながら行われている。チェック体制は工事主管課の複数人が内容を確認し、工事主管課長が検査をする。それまでには、計画通知を取得することになる。</p>
	<p>(委員)</p> <p>応札した業者の金額に大きな差が出ているが、これの原因は何であると考えたか。</p>	<p>(入札担当課)</p> <p>工事と違い、積算内訳書の提出がないので推測になるが、雇用形態の違いや、受注実績を挙げたいなどの受注意欲の違いなどではないか。</p>
	<p>(委員)</p> <p>予定価格の構成と落札者の価格構成の比較はするのか。</p>	<p>(工事担当課)</p> <p>業務委託の入札事務においては、市と落札者の積算した内訳を比較することはない。入札公告時に用途や業務概要についても特記仕様書で示していることから、業者側には、おおよその設計金額が推測可能と考える。それを踏まえての応札額と考える。</p>
	<p>(委員)</p> <p>施工の段階で、この設計を受注した業者が監理業務をするようになるのか。</p>	<p>(工事担当課)</p> <p>監理業務は工事主管課が担当する予定。</p>
	<p>(委員)</p> <p>もし、設計を受注した業者に監理業務も発注することになったときは、その委託料について、今回の落札率が影響するのか。</p>	<p>(工事担当課)</p> <p>監理業務は別発注になるため、影響することはない。</p>
	<p>②新南陽総合支所解体工事</p> <p>(委員)</p> <p>直接仮設費について、設計価格の中にはアスベストの項目があるが、これについては当初から分かっていたことか。受注業者は、この検査や手続きの費用等も含めて、この価格で応札したのか。</p>	<p>(工事担当課)</p> <p>設計前にアスベストの除去作業が発生することが判明していたため、設計にも盛り込んでおり、応札額の中にも積算されていた。受注後の履行も確認している。</p>
	<p>(委員)</p> <p>落札業者の応札額の内訳について、他の項目は価格が低く抑えられている一方で現場管理費のみは高額になっているが、その理由は分かるか。そのような場合は内訳書のチェックはしないのか。</p>	<p>(入札担当課)</p> <p>理由については分かりかねる。明らかに低い金額の場合は低入札価格調査のヒアリング時に適正な見積りであるかを確認するが、金額が高い場合のチェックは行っていない。</p>
	<p>(委員)</p> <p>下請けに発注可能な項目の価格は低く見積もられ、逆に元請の利益になる項目の価格は高額であるようなバランスの悪い積算内訳のときは、内容のチェックをすべきでは。解体工事の場合は、応札額がかなり低いことが多いが、適切な工事の履行がされるのかも気になる。検討課題としていただきたい。</p>	<p>—</p>
	<p>(委員)</p> <p>低入札調査をする場合は、業者から出された見積書のみをチェックするのか、見積金額の根拠となる資料もチェックするのか。</p>	<p>(入札担当課)</p> <p>元請業者が下請け業者から徴収した見積書等の資料を確認し、適切に見積書に反映されているかを確認している。</p>

<p>(委員) 下請け業者から出された見積書は、請負金額のみが記載されているものなのか、それとも積算の明細が分かるような内訳も記載されているものなのか。</p>	<p>(入札担当課) 明細が分かるものとなっている。</p>
<p>③ 屈折はしご自動車総合分解整備(オーバーホール)業務 (委員) オーバーホール業務であるが、価格が高額である。この理由は。</p>	<p>(契約担当課) 油圧で作動するはしご車であり、これを全て分解して整備するため。</p>
<p>(委員) 新車を購入した時の価格は。</p>	<p>(契約担当課) 約6千万円。</p>
<p>(委員) 定期点検の頻度は。</p>	<p>(契約担当課) 新車購入から7年後にオーバーホールをし、その5年後に再度オーバーホールをする。それから5年後に廃車となる。使用できるのは17年。</p>
<p>(委員) 使用期間の17年は、一般的な期間なのか、それとも周南市独自の取り決めなのか。</p>	<p>(契約担当課) オーバーホール実施の頻度と車両の使用期間については、平成16年に、はしご車の整備不良により職員が死亡した事故が発生したことから、全国統一で定められた規定。</p>
<p>(委員) 随意契約の理由として、受注できる要件を満たしているのが1者のみとなっているが、他に請け負える業者はないのか。</p>	<p>(契約担当課) はしご車の取り扱いメーカーは、国内に2者のみ。今回オーバーホールが必要なはしご車のメーカーの代理店にお願いすることとなる。</p>
<p>④ 基幹業務系端末等賃貸借 (委員) リースした物品の所有権は誰が有するのか。</p>	<p>(契約担当課) リース会社。</p>
<p>(委員) 買取にするかリースにするかの判断基準は。</p>	<p>(契約担当課) 返却することを前提にしているため、情報機器については全てリースとしている。</p>
<p>(委員) 5年間のリース期間満了後は、契約を更新し、再リースをするのか。</p>	<p>(契約担当課) 基本は、内部のデータを消去しリース会社に返却するが、まだ使用できる場合は、契約更新し再リースする場合もある。また、再リースする際に、一部の状態の良いものについては買取りにする場合もある。</p>
<p>⑤ 中央監視設備及びテレメータ装置移設・更新工事 (委員) 意見・質問なし</p>	<p>—</p>
<p>⑥ 周南市下水道ストックマネジメント基本計画策定業務委託 (委員) 下水道のストックマネジメント業務実績のある業者が36者あったのか。</p>	<p>(入札担当課) 履行実績を有することも含めて、確認した限りでは、有資格者が36者あったということ。</p>
<p>(委員) この業務については、実績を有し入札に参加できる業者が多数あり、十分に競争性が保たれる状態にあったということか。</p>	<p>(入札担当課) その通り。理由については、本業務は平成28年度に国が定めた事業であり、既に全国の多数の自治体が事業に着手しているためと考える。</p>

	(7) 周南市立(仮称)西部地区学校給食センター整備運営事業	(契約担当課) PFI方式導入の経緯についての説明 国からのPPP・PFIに関する通知において、事業費10億円以上、ランニングコストが1億円以上の場合は優先的に本方式の検討を行うようになっており、平成28年から検討を行ってきた。本方式の導入可能性調査では費用対効果があるとの結果が出たため、本方式の導入に向けたアドバイザー業務において実施方針やグループ会社の選定等の具体的な内容について検討を重ねてきた。
	(委員) 入札に参加したグループ会社3者の代表者は、全て全国規模の会社か。	(契約担当課) その通り。全者とも、給食事業だけでなく、飲食関係の事業も含め、全国展開している会社である。
	(委員) グループ会社の構成員については地元業者も散見されるが、構成員については、代表者と構成員がそれぞれ交渉され、グループを構成されたのか。	(入札担当課) 代表者、構成員、それぞれの間で、各々の事情等を考慮しながら様々な交渉がなされた上で、グループが構成されたと考える。
	(委員) 審査は、市職員がしたのか。	(入札担当課) 選定委員会を組織し審査した。メンバーは、学識経験者2名、給食センターの栄養士1名、市職員5名の計8名。
	(委員) どういった審査がなされたのか。	(入札担当課) 事前審査として、価格が予定価格範囲内であるかの審査をし、次に、提案内容が市の要求する水準を満たしているかの審査をした。この審査を通過したグループ会社の提案書を事前に選定委員会で確認し、委員間での情報の摺合せを行った上で、各グループ会社にプレゼンテーションしてもらい合せて質疑応答もした上で採点を行った。
	(委員) 会社名は伏せられた状態で審査したのか。	(入札担当課) その通り。ただし、グループ会社の構成員における地元企業の割合については、事前に委員に示している。
	(委員) 今後、周南市全体の事業について、PFI方式が増えていくのか。	(事務局) PFI、PPP方式について、国が導入に関する基準を定めているため、これに当てはまる一定規模以上の事業については、効果額を検証した上で、導入を検討することとなる。令和元年度も導入を計画している事業がある。
	(委員) PFI方式も含めて、総合評価方式の件数を増やしていくのか。	(事務局) 価格面だけでなく、その他の利点や効果等も含めてこの方式での契約決定が市にとって有利になるかを検証した上で検討することとなる。
	(委員) PFI方式は、時間も手間もかかり、行政コストとしては安くはないと考える。それでもこの方式を導入することが市にとって有利かは検証するのか。	(事務局) 効果額を算出することで検証している。
	(4) 令和元年度第2回委員会について (委員) 意見・質問なし	(事務局) 次回入札監視委員会の日程の調整(11月11日)と審議対象の抽出方法等の改善策を次回開催(8月中)までに示すことについて説明。
委員会による意見具申 又は勧告の内容	なし	